

日本政策金融公庫 制度融資一覧

平成27年4月現在

NO	融資の種類	資金使途	返済期間	融資限度額	利率	保証人・担保	融資条件
1	普通貸付	運転資金	5年以内(据置期間1年以内)	4,800万円	1.3～2.5%	ご要望を伺いながら相談	ほとんどの中小企業の方がご利用可能(金融業・投機的事業・一部の遊興娯楽業等の業種の方は除く)
		設備資金	10年以内(据置期間2年以内)				
		特定設備資金	20年以内(据置期間2年以内)	7,200万円			
2	第三者保証人等を不要とする融資	運転資金	5年以内(据置期間1年以内)	4,800万円	2.25～2.55%	保証人 法人:代表者(個人事業者は不要)	税務申告を2期以上行っていること。
		設備資金	15年以内(据置期間2年以内)				
3	女性・若者/シニア起業家資金	運転資金	5年以内(据置期間1年以内)	4,800万円	0.4～2.2%	ご要望を伺いながら相談	女性または30歳未満か55歳以上の新たに事業を始める方か、事業開始後おおむね7年以内の方
		設備資金	15年以内(据置期間2年以内)	7,200万円			
4	再チャレンジ支援融資	運転資金	5年以内(据置期間1年以内)	4,800万円	0.4～2.2%	ご要望を伺いながら相談	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方で次のすべてに該当する方 1. 廃業歴を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること。 2. 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等がある方 3. 廃業の理由・事情がやむを得ないものである方
		設備資金	15年以内(据置期間3年以内)	7200万円			
6	新規開業資金	運転資金	5年以内(据置期間1年以内)	4,800万円	0.4～2.2%	ご要望を伺いながら相談	次のいずれかに該当する方 1. 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始まる方で次のいずれかに該当する方 1) 現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方 2) 現在お勤めの企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 2. 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めで、その職種と密接に関連した業種を始める方 3. 技術やサービス等に工夫を加え多彩なニーズに対応する事業を始める方 4. 雇用の創出を伴う事業を始める方 5. 産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方 6. 地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方 7. 公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方 8. 民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 9. 1～8のいずれかを満たして事業を始めた方で事業開始後おおむね7年以内の方
		設備資金	15年以内(据置期間3年以内)	7,200万円			
7	新事業活動促進資金	運転資金	5年以内(据置期間1年以内)	4,800万円	0.4～2.2%	ご要望を伺いながら相談	1.「経営革新計画」の承認を受けた方 2.「新連携計画」の認定を受けた方 3.「農工商等連携事業計画」の認定を受けた方 4.「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方 5.技術・ノウハウ等に新規性が見られる方 6.事業承継を契機に、新たに経営多角化・事業転換を図る方または新たな取り組みを図る方(経営多角化・事業転換後または新たな取り組み後おおむね5年以内の方) 7.上記1～6に該当しない方で、次のいずれかに該当する方 ・新たに経営多角化・事業転換を図る方 ・経営多角化・事業転換後おおむね5年以内の方
		設備資金	15年以内(据置期間2年以内)	7,200万円			
8	環境・エネルギー対策資金 ＜低公害車関連＞	設備資金	15年以内(据置期間2年以内)	7,200万円	1.25～1.85%	ご要望を伺いながら相談	1. 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車またはこれらの燃料供給設備(電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る)のいずれかを取得する方(リース又はレンタルする方を含む) 2. ポスト新長期規制適合車(ディーゼル車に限る)のいずれかを取得する方(リースまたはレンタルする方を含む)